

社会福祉法人聖籠町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

平成29年6月15日 制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法第45条の35並びに定款第12条第2号及び第3号に基づいて、これを設ける。

(役員)

第2条 この規程において役員等とは、理事及び監事並びに評議員とする。

(報酬の額)

第3条 役員等には、勤務等の形態に応じて次のとおり報酬を支給する。ただし、地方公共団体又は本会の職員である役員等については支給しない。

- (1) 会長については、月額17,500円を支給する。
- (2) 会長以外の役員等が理事会又は評議員会（以下「理事会等」という）に出席したときは、1回につき5,000円を支給する。ただし、同一の日に複数回出席した場合には、1回限りの支給とする。
- (3) 監事については、第2号のほか理事会等以外の日において、法人の運営指導又は監査の業務に当たった場合は1回につき5,000円を支給する。

2 役員等には、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬の支給時期は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号の報酬についてはその月の末日（この日が休日の場合は前日）に支給する。
- (2) 同条同項第2号及び第3号の報酬については理事会等の開催日又は運営指導等に当たった日に支給する。

2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(費用弁償)

第6条 役員等が、会議出席等のため旅行するときは、社会福祉法人聖籠町社会福祉協議会旅費規程を準用し、旅費に相当する費用弁償を支払うものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この規程は、平成29年 6月15日から施行する。